第５　減損額の測定

減損が認識された固定資産について、帳簿価額が回収可能サービス価額を上回るときは、帳簿価額を回収可能サービス価額まで減額しなければならない。

第６　減損額の会計処理

固定資産の帳簿価額と回収可能サービス価額との差額（以下「減損額」という。）については、次のように処理するものとする。

⑴　沖縄科学技術大学院大学学園会計基準の「第40　特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について減損が発生した場合において、その減損が、学園が事業計画等で想定した業務運営を行わなかったことにより生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上する。

⑵　沖縄科学技術大学院大学学園会計基準の「第40　特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について減損が発生した場合において、その減損が、学園が事業計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、当該減損額は損益計算書上の費用には計上せず、損益外減損損失累計額の科目により拠出剰余金の控除項目として計上する。

⑶　沖縄科学技術大学院大学学園会計基準の「第40　特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産以外の償却資産について減損が発生した場合には、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上する。

第７　資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額の会計処理

沖縄科学技術大学院大学学園会計基準の「第52　補助金等の会計処理」及び「第53　寄附金の会計処理」の規定により資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額については、次のように処理するものとする。

⑴　減損が、学園が事業計画等で想定した業務運営を行わなかったことにより生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上するとともに、資産見返負債を利益剰余金に振り替える。

⑵　減損が、学園が事業計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、当該減損額は損益計算書上の費用には計上せず、資産見返負債を減額する。

第８　業務実施コスト

学園が事業計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額は、業務実施コストに属するものとし、業務実施コスト計算書において、損益外減損損失相当額の科目により、損益外減価償却相当額の次に区分して表示しなければならない。

第９　貸借対照表における表示

１　減損が認識された固定資産（無形固定資産を除く）の貸借対照表における表示は、当該資産に対する減損損失累計額を、取得原価から間接控除する形式で行うものとする。

２　減損が認識された無形固定資産の貸借対照表における表示は、減損処理前の帳簿価額から減損額を直接控除し、控除後の金額をその後の帳簿価額とする形式で行うものとする。

第10　減損処理後の会計処理

１　減損処理を行った固定資産については、減損後の帳簿価額に基づき減価償却を行わなければならない。

２　減損の戻入れは、行ってはならない。

第11　注記

１　減損を認識した場合には、次に掲げる事項について注記するものとする。

⑴　減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

⑵　減損の認識に至った経緯

⑶　減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

⑷　減損の兆候の有無について、「第３　減損の兆候」３に基づき、複数の固定資産を一体として判定した場合には、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認めた理由

⑸　回収可能サービス価額が、

ア　正味売却価額である場合には、その旨及び算定方法の概要

イ　使用価値相当額である場合には、その旨、採用した理由及び算定方法の概要

２　「第３　減損の兆候」２⑴から⑷までに掲げる減損の兆候が認められた場合（減損を認識した場合を除く。）には、次に掲げる事項について注記するものとする。

⑴　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

⑵　認められた減損の兆候の概要

⑶　減損の兆候の有無について、「第３　減損の兆候」３に基づき、複数の固定資産を一体として判定した場合には、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認めた理由

⑷　「第４　減損の認識」２に掲げる要件を満たしている根拠又は固定資産の市場価格の回復の見込みがあると認められる根拠

３　「第３　減損の兆候」２⑸に規定する使用しないという決定を行った場合であって、その決定が翌会計年度以降の特定の日以後使用しないという決定である場合には、次に掲げる事項について注記するものとする。

⑴　使用しないという決定を行った固定資産の用途、種類、場所等の概要

⑵　使用しなくなる日

⑶　使用しないという決定を行った経緯及び理由

⑷　将来の使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

○金融庁告示第百六号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十八条の二の二第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を次のように定める。

平成二十三年十月三十一日　　金融庁長官　畑中龍太郎

金融商品取引法施行令第二十八条の二の二第一項に規定する金融庁長官の指定する有価証券は、次に掲げるものとする。

一　上場有価証券（金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）が上場する有価証券をいう。）

二　店頭売買有価証券（法第六十七条の十一第二項の規定により登録を受けた有価証券をいう。）

附　則

１　この告示は、平成二十三年十一月一日から適用する。

２　この告示は、平成二十四年四月三十日限り、その効力を失う。

○金融庁告示第百七号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十八条の五第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を次のように定める。

平成二十三年十月三十一日　　金融庁長官　畑中龍太郎

金融商品取引法施行令第二十八条の五第一項に規定する金融庁長官の指定する有価証券は、次に掲げるものとする。

一　上場有価証券（金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）が上場する有価証券をいう。）

二　店頭売買有価証券（法第六十七条の十一第二項の規定により登録を受けた有価証券をいう。）

附　則

１　この告示は、平成二十三年十一月一日から適用する。

２　この告示は、平成二十四年四月三十日限り、その効力を失う。

第明治三二十五種郵便物認可日
平成三年三月三十一日

発行所　独立行政法人国立印刷局　東京都港区虎ノ門四丁目二番八号　〒一〇五―〇〇〇一　電話　03（3587）4294
定価　本号一部　一ヵ月二、五九六円（本体二、三六〇円）　送料　別（配）